

務	00	01	1年
(令和7年3月末日まで保存)			

留置第10号
令和5年7月28日

各所属長殿

青森県警察本部長

刑事訴訟法等の一部を改正する法律の公布に伴う刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正について（通知）

刑事訴訟法等の一部を改正する法律(令和5年法律第28号。以下「改正法」という。)が、本年5月17日に公布され、改正法の附則において、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号。以下「刑事収容施設法」という。)についても改正された。

刑事収容施設法の改正概要については下記のとおりであるから、事務処理上遺漏のないようにされたい。

また、改正法の趣旨及び要点については、「刑事訴訟法等の一部を改正する法律の公布について(通達)」(令和5年5月17日付け警察庁丙刑企発第16号)を参考とされたい。

なお、この通達において、「新刑訴法」とは、改正法による改正後の刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)を、「新刑法」とは、改正法による改正後の刑法(明治40年法律第45号)を、「新刑事収容施設法」とは、改正法による改正後の刑事収容施設法をそれぞれいうものとする。

記

1 改正の概要

(1) 刑事訴訟法の一部改正関係

新刑訴法第98条の2等においては、被告人の収容先として「刑事施設」、位置測定端末の取り外しを行う職員として「刑事施設職員」が規定されているところ、刑事収容施設法第15条の規定により刑事施設に収容することに代えて留置施設に留置する場合には、これらを「留置施設」又は「留置担当官」とみなして適用することから、刑事収容施設法第286条にこれらに係る規定を加えるもの。

(2) 刑法の一部改正関係

新刑法第97条(逃走罪)においては、主体が「裁判の執行により拘禁された既決又は未決の者」から「法令により拘禁された者」に拡張されるとともに、その法定刑が「一年以下の懲役」から「三年以下の懲役」に引き上げられることに伴い、刑事収容施設法第293条第3項(不出頭罪)について所要の改正が行われ、主体が「法令により拘禁

された者」に拡張されるとともに、その法定刑が「一年以下の懲役」から「二年以下の懲役」に引き上げられるもの。

2 添付資料

- (1) 別添 1 : 官報の写し(新刑事収容施設法部分)
- (2) 別添 2 : 新旧対照条文(新刑事収容施設法部分)

本件担当：留置管理課管理係